

原議保存期間10年
(平成36年3月31日まで)

警視庁生活安全部長 殿
各道府県警察本部長
(参考送付先)
各方面本部長
警察大学校生活安全教養部長
各管区警察局広域調整部長

警察庁丁保発第112号
平成25年8月1日
警察庁生活安全局保安課長

燃料電池自動車の盗難に係る被害届受理時の対応について(通達)

平成25年6月14日に「規制改革実施計画」が閣議決定され、同計画において、燃料電池自動車の盗難時の届出手続に関する事項が盛り込まれた。すなわち、今後普及が予想される燃料電池自動車には、高圧ガスを充填するための容器が搭載されているところ、「警察へ燃料電池自動車の盗難被害届を提出する際、当該自動車が高圧ガスを充てん原文ママするための容器を登載原文ママしていることを申告すれば、高圧ガス保安法第63条第1項に規定する届出義務を履行したことになる」ことについて、警察官等への周知を図ることが求められている。

については、燃料電池自動車の盗難に係る被害届を受理する際の留意事項をまとめたので、事務処理上遺憾のないよう職員に周知徹底されたい。

なお、本件については、経済産業省並びに警察庁生活安全局地域課及び刑事局刑事企画課と協議済みである。

記

1 事故届の取扱い

高圧ガス保安法(昭和26年法律第204号。以下「法」という。)第63条第1項第2号により、高圧ガス又は高圧ガスを充填するための容器(以下「高圧ガス等」という。)を取り扱う者等が、その所有し又は占有する高圧ガス等を喪失し又は盗まれたときは、遅滞なく、その旨を都道府県知事又は警察官に届け出ることが義務付けられている。燃料電池自動車が盗難被害に遭った場合、その所有者等が当該自動車の盗難に係る被害届を警察官に提出する際に、当該自動車が高圧ガスを充填するための容器を搭載していることを申告したときには、同号による届出義務を履行したものと認められ、別途、その他の書面により届け出るとは要しない。

2 都道府県知事に対する通報

法第74条第2項により、警察官が法第63条第1項の規定による届出を受理したときは、速やかに、その旨を都道府県知事に通報することが義務付けられているところ、警察官が燃料電池自動車の盗難に係る被害届を受理した場合には、

当該被害の内容について、確実に警察本部の危険物担当課へ報告がなされるよう必要な措置を講ずること。また、警察本部の危険物担当課から都道府県知事に通報するに当たっては、高圧ガス等の盗難の発生日時及び場所、高圧ガス等の種類及び数量並びに高圧ガス等の所有者等の氏名及び連絡先を通報することとし、必要に応じて口頭により実施することも妨げないこととする。

3 その他

上記1及び2の取扱いについては、燃料電池自動車に限らず、高圧ガスを充填するための容器を搭載する他の自動車等の盗難に係る被害届を受理した場合についても同様である。